

重度・重複障害者は避妊手術をするべきなのか

私たちは、障害者の恋愛や結婚、性的欲求などについて、難しいと考える意識が働いてしまう現状があるのではないかと。特に重度・重複障害者は、恋愛感情を抱かないのではないかと、抱いたとしても結婚などはしない方がいいのではないかと考える人も少なくない。恋愛感情や性的欲求があることは、人間としては正常なことである。しかし、そういった行動によって、何か問題が生じてしまわないように、周りの人々が制限をかけてきた歴史もある。とある知人の女性から、保護者が障害のある子どもに強制避妊手術を受けさせるという、「優生保護法」(1948～1996年)の法律の下で行われていた過去があったことを聞いた。本人の同意がない場合でも、その手術が行われていたという。私は、このような法律や歴史があったことを今まで知らなかったため、驚いた。現在でも、そういった事例がないか調べてみたところ、ある記事を発見した。

北海道江差町の社会福祉法人「あすなろ福祉会」が運営する障害者グループホームで、20年以上前から、知的障害があるカップルらが結婚や同棲を希望する場合、男性はパイプカット手術(避妊手術)、女性は避妊リングを装着することを条件としていたという。理事長は、「授かる命の保証は、われわれはしかねる。子どもに障害があったり、養育不全と言われたりした場合や、成長した子どもが『なぜ生まれたんだ』と言った時に、誰が責任を取るんだという話だ」と答えた。「結婚の申し出があれば、職員が考えを説明し、カップルが話し合う。保護者の同意も得る」と話したが、不妊処置を拒否したら就労支援を打ち切り、退所を求めているとのこと。

この記事を見て、確かに授かった命に罪はないが、その責任は誰がどのようにしてとるのかは問題であると思った。保護者も年を取り、ずっと障害のある子どもを支えられるわけではない。子どもの幸せを願うと同時に、妊娠へのリスク、子育て問題など、新たな課題に直面する。しかしながら、そのリスクを周りが懸念して、一方的な支援をすることは果たしてよいことなのだろうか。倫理的な問題も発生してくる。社会には障害者を支援する制度があっても、障害者の子どもには十分な支援はない。育てる覚悟と経済的な問題、支えてくれる周りの環境を考慮し、可能であれば、周囲も応援してくれると思う。この難しい現状問題を、国が、そして国民がどのように対応していくかはこれからの課題であると思う。

参考文献

強制不妊手術の真実 54年目の証言 - 記事 | NHK ハートネット(12月28日)

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/16/>